北海道行政書土金

札幌支部 支部だより

毎月第3水曜

011-271-0773

No. Winter

北海道行政 幌支部 ____ 札幌支部だより

公園 スナップ

内の公園の写









2020







平成元年に3%の消費税が導入。 30年経って、令和元年に10%の消費税へ増税。来年の景気はどうなるのかな?



contents

新年ご挨拶	恵庭市長	北広島市	長	2
	支部長	副支部長	••••	3
行政書士の研	在定申告	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	···· 4~5
寄稿	松井 隆	文	•••••	6
備えは大丈夫?防寒防災グッズ6				
広報月間報台	늘		•••••	7

研修実施報告8
札幌支部交流会報告9
この言葉なんだっけ?9
各部からのお知らせ 10
ちょこっと情報
事務局からの報告/編集後記 12

新年ご挨拶

新年のご挨拶

恵庭市長原田 裕

新年あけましておめでとうございます。皆様 方におかれましては、新春を晴々しい気持ちで お迎えのこととお慶び申し上げます。

北海道行政書士会札幌支部の皆様におかれましては、日頃より、「街の法律家として」様々な専門業務について研究を重ね、行政手続の円滑化や道民の皆様の利便性の向上に熱心に取り組まれており、地域住民と行政との架け橋として、市民生活を幅広く支援しておられますことに、深く敬意と感謝の意を表します。

現在、社会情勢が複雑高度化し、地域社会を取り巻く環境は大きく様変わりしています。こ

れに伴い、より高度な 知識や複雑な手続きを 要する場面も多くなっ て参りますが、行政運



営の円滑化や道民の生活向上のため、今後とも 「行政手続きの専門家」・「街の法律家」として御 尽力賜りますようお願い申し上げます。

新しい年を迎え、北海道行政書士会札幌支部のますますの御発展と、本年が皆様方にとりまして素晴らしい年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。

新年のご挨拶

北広島市長 上野 正三

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎 えのことと心からお慶び申し上げます。

北海道行政書士会札幌支部の皆様におかれましては、社会情勢が多様化し行政手続が複雑化する中で、行政手続に高い専門性を持つ行政書士の活躍の場は、ますます広がっていくものと思われます。また、無料相談会を実施していただくなど、市政に対しましても深いご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

新しい年を迎え、いよいよ3年後の2023年に 日本ハムファイターズの新球場「世界がまだ見 ぬボールパーク」が、新たな北海道のシンボル として、北広島市に誕生いたします。北海道民 の皆様に夢と希望を与 えてくれ、北海道の発 展にも大きく貢献して くれるものです。今後



につきましても、ボールパークからもたらされる価値と機会を多くの方に感じていただけるよう、関係機関と一層連携しながら実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様方におかれましてもお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

北海道行政書士会札幌支部の今後ますますの ご発展と、本年が皆様にとりまして、幸多い年 となりますよう心からお祈り申し上げ、新年の あいさつといたします。

支部長 酒勾 桂子

新年明けましておめでとうございます。日頃より 支部事業にご理解とご協力をいただき、ありがとう ございます。今年もどうぞよろしくお願い申し上げ ます。

令和元年の8カ月間は、国内では台風等による自然災害の多い年でした。目を外に向けると道内を訪れるアジア系観光客が激減しました。国際政治問題がそのまま私達の生活へ短時間で広範に影響する事に驚きました。日本に一番近い国が遠い国になっていく寂しさを感じました。

さて、札幌支部に関わる動きをみれば、出入国管理法改正に伴い新たに在留資格が新設され、外国人労働者の増加が予想されています。それに対応するため本会戦略推進部と支部は連携して、昨年8月に開設された北海道の「北海道外国人相談センター」に外国語に堪能な申請取次行政書士の方々が行政から依頼される形態で活躍いただく場をつくりました。また、同じく11月に開設された札幌市の「さっぽろ外国人相談窓口」にも、相談員としての行政書士登用をお願いしているところです。

また、従来からの受託事業(建設業相談員、自動車登録相談)と新しく始まった受託事業(民泊申請相談)は、それぞれに今後



展開していく中で、改善・解決しなければならない 課題がある事を認識いたしました。そのために行政、 支部、相談担当者の三者相互理解のもとに、継続で きる体制づくりを検討していきたいと考えています。

受託事業は、相談担当者の皆様のご協力なくして は成し遂げる事は出来ません。どうぞ今後ともご協 力をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和二年子年 新しい生命が種の中に萌し始める 状態、開業や新事業を行う事業拡大の年といわれて います。会員皆様にとって、大きい飛躍の一年とな りますようご祈念申し上げます。

<参照> 北海道:道庁別館12階HIECC

「北海道外国人相談センター」

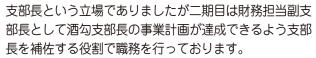
札幌市:札幌市中央区 札幌国際プラザ

「さっぽろ外国人相談窓口」

副支部長 三浦 勝也

新年あけましておめでとうござ います。

副支部長の三浦です。一期目の 酒勾支部長体制では財務部長兼副



今年4月から、支部6部制(総務部・財務部・監察広報部・綱紀法務部・業務企画部・研修部)がスタートし2年目に入ります。6部制に移行したことにより世の中の様々なニーズに各部が柔軟に対応できるようになり、会員の皆様方の業務の一助となるよう各部は部長を中心として奮闘しております。財務担当副支部長としましては財務部長の協力のもと6部制移行後の支部活動が財務面で適正に行われているかどうか以前よりも増して予算執行状況等を確認し各部長へ情報提供をしていかなければならないと考えております。

会員の皆様方へのお願いとしまして札幌支部会費の徴収を猶予出来る様、そして支部財政の健全化のために支部の自主的財源である研修会資料代等及び北海道収入証紙売りさばき手数料確保のためぜひ各種研修会へのご参加と札幌支部及び各売りさばき出張所での北海道収入証紙のご購入のほどよろしくお願い申し上げます。

副支部長 堀川 貴之

新年あけましておめでとうご ざいます。

旧年中の支部活動へのご理解、ご協力に心より感謝申し上げます。



札幌支部は6部制の新体制となり、私は新しく創設された綱紀法務部担当副支部長を務めさせて頂いております。昨年は、綱紀案件の件数自体は減少傾向にありますが、内容が様々であり、解決までに相当の時間を要したものもありました。

最近の風潮なのか、世間の人々は少しでも気に入らないことがあるとクレーム、苦情の声を荒らげる、そういった時代となっており、私たち行政書士もその標的にされる可能性もゼロではありません。昨年支部では、綱紀法務部による相談窓口を設置しました。依頼人との人間関係、金銭トラブル等不安をお抱えの方は、ひとりで悩まずにまずは支部(011-271-0773)へ電話を架けてみて下さい。人生経験豊かな中山綱紀法務部長、藪下副部長がやさしく解決のヒントを与えてくれるはずです。

皆様がトラブルから縁遠く、幸多い一年でありま すことを祈って新年のご挨拶にかえさせて頂きます。



行政書士の確定申告

札幌支部理事 山田 めぐみ (税理士)

令和元年分の確定申告が2020年2月17日から始まります。

今回は、はじめて事業所得の申告をされる会員を含めた多くの会員の皆さまに、準備して頂きたい ポイントや行政書士ならではの取引の処理の仕方等についてまとめてみました。

1 行政書士が支払を受ける謝金・旅費・宿泊費等について

行政書士会の会務活動を行うと旅費日当を受け 取ることがあります。

また、業務の中で報酬とは別に謝金や実費旅費 を受取る場合があります。給与所得者の場合の出 張旅費等の非課税扱いがあり、迷う会員も多いよ うです。

原則として、事業者である行政書士が支払を受ける旅費日当等は、報酬と同じ扱いで収入金額に含め、実際に支出した交通費等を必要経費に含めることになります。

② 業務の依頼者が負担する証紙代の立替を請求した場合

建設業や食品関係営業その他の許可申請時に、申 請者が負担する手数料を立替える場合があります。

会計処理としては

- ①立替金勘定で処理する
- ②仕入勘定で処理する

という方法が考えられます。

- ①の方法であれば、立替金勘定の残高で立替金 が回収されたか確認できます。
- ②の場合は、業務完了時に報酬と一緒に立替手 数料を請求することになります。

注意点は仕入と売上の計上時期です。

年内に証紙を購入し翌年に申請する場合、年末 に申請書類に貼ったまま在庫となります。決算整 理で仕入勘定から棚卸資産勘定へ振り替え、翌年 棚卸資産から仕入勘定へ振り替えることになります。以上は所得税の扱いです。

次に消費税及び地方消費税の納税義務者の判定 基準となる課税売上高について説明します。

今年は消費税等の納税義務者ではない免税事業者の場合、税込売上高が1,000万円を超えた場合、 2年後は消費税等の課税事業者になります。

また、今年1月~6月の税込売上高(給与支払合計額でもよい)が1,000万円を超えた場合、翌年から消費税等の課税事業者になります。

課税売上高には、上記②の立替手数料は含めなくていいのです。そのためには、請求書に立替手数料分を報酬と区分して記載して明確に立替金額が把握できるようにすることが必要です。

3 青色申告制度

行政書士業務を開始するとき、個人事業開業 届出書と一緒に青色申告承認申請書を所轄税務 署に提出したでしょうか?

事業開始日から二か月以内かその年3月15日 のいずれか遅い日までに提出していれば、却下 されない限りその年分から青色申告です。

この申請を行うと青色申告制度の様々な特典 を適用できます。 例えば純損失の繰越控除。開業年分などは、 売上がほとんどないけれど、研修代や事務所費 用、減価償却費、交通費等の必要経費が嵩み、 所得金額がマイナスになることがあります。他 の所得と通算しても引ききれないときは、次年 度以降3年間の所得から控除できます。

また青色申告特別控除は、不動産所得・事業所得・山林所得の計算においては10万円の控除

ができ、不動産所得・事業所得について、複式 簿記で記帳し青色決算書に貸借対照表の記載が あり申告書の提出期限までに提出すれば65万円 の控除(令和2年分から、55万円になります) ができます。

なお令和2年以降は電子申告または電子帳簿 保存すると65万円の控除が可能です。

青色申告で一定の所得要件を満たす場合、現

金主義といって収入や必要経費を入金時・出金時に計上する方法を利用する旨の届出書を提出することで適用できます(現金主義の青色申告では、青色申告特別控除は10万円です)。

このほか取得価額30万円未満の少額減価償却 資産について事業供用年分に全額必要経費に算 入できる等、様々な優遇があります。

4 帳 簿

帳簿は、原則として実現・発生主義による複 式簿記で作成します。青色申告特別控除65万円 の要件にもなっています。

実現主義とは人的役務の提供が完了し、請求が確定した時に収入を計上することで、発生主義は、 支払が確定したとき必要経費を計上します。

上記**③**で説明した現金主義による計算は、届出を提出した場合の特例です。

行政書士業務は物品販売業のモノの引渡しと 違って、明確に把握するのが困難かもしれませ んが、例えば許認可申請ですと申請した時点で 請求するので、その時点で収入を計上します。 もし、着手時に着手金を受け取ることとしてい る場合は、着手時に請求するので着手時に収入 を計上します。

必要経費は、債務が確定した時等となります。 一般的に売上に直接対応する経費(売上原価)は 個別対応、一般管理費は期間対応となります。

最近は会計ソフトが安価で利用できるので楽 に複式簿記で記帳できるようになりました。帳 簿書類の保管期間は、申告期限から7年間です。

5 必要経費

開業時は、自宅を事務所にする場合も多いので、必要経費について確認してみます。

生計を一にする家族に家賃を支払うことにしても必要経費にはなりませんが、その家族が支払う固定資産税や火災保険料、ローン利息、減価償却費、水道光熱費等のうち事務所として利用する部分に対応する金額は必要経費にすることができます。

事業割合としては、面積や使用量等合理的な 基準を使用します。

車両についても自動車税や自動車保険料、ガ ソリン代等事業利用分は必要経費になります。

家族が行政書士事務所の業務に従事する場合

も、原則その従事する家族に支給する給与は必要経費になりません。が、従事することとなった日から2月以内に、青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署に提出することで、支給する給与を必要経費にすることができます。これも青色申告の特典です。

で手伝う程度ではだめで すのでしっかり確認して から利用しましょう。

以上、概略を説明いたしましたが、所得税は範囲が広く要件も細かいので、申告の際は税理士や税務署へお尋ねください。

寄稿

大功を為すものは衆に謀らず

札幌市議会議員 松井 隆文

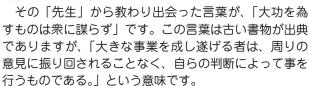
私は現在、札幌市議会議員として5年目を迎えておりますが、以前、行政書士として札幌支部の総務部長等を 務めておりました。その縁から、本寄稿の機会を頂きま したことに感謝申し上げます。

行政書士会には、総会や理事会等があり、民主的に物事が決めてられています。市議会もまた同様であり、最終的には多数決であります。このことは、ある意味、今の社会において当然の原則といえます。

しかしながら、自分の人生や仕事では、どう進むべきか大きな決断をしなければならない場面があり、特に新しい分野・環境への転換など前例がない時は、必ずしも多数意見=正解とは限りません。私自身、選挙に立候補するか否かを含め、様々な決断をしてきました。もちろん、その都度、人の意見を尋ねたりもしましたが、大事なことは、最後の決断であります。

初当選後、議会という慣れない環境で、自分なりに試行錯誤をしてきましたが、私には、議員として、また人として、「いかに考え、いかに生きるか」を、厳しくも優しく教えて頂き、育てて頂いている大先輩の議員の方がおります。まさに尊敬する「先生」であります。私が、

何とか一期4年間を乗り越え、二期目の当選をさせて頂いたことも、この方の存在を無くしては、ありえませんでした。



議員が、広く市民の意見を聴き、施策に反映することは当然であります。しかし社会には、正反対の意見が必ずあります。それらの意見が、どうにも両立しないこともあります。そんな中でも、日々決断しなくてはなりません。ここで大切なことは、自分の考えをしっかり持ち、ぶれないことです。そして、自分の判断に責任を持つということです。そのことが、人生や社会において、本当の幸せを創り出すことにつながります。

「大功を為すものは…」の言葉を胸に、これからも日々、 目の前に現れる課題に向き合い、幸せを創り出せる自分 でありたいと思います。

備えは大丈夫?防寒防災グッズ

寒い時期に突入しました。北海道の長く厳しい冬を乗り切るため、皆様の事務所ではどのような防寒対策をされているでしょうか?私たち個人事業主にとって、健康、体調は大切な経営資源の一つ。体調を崩しがちな冬を健康に過ごすことも事務所の継続発展のために大切なことです。また、冬は寒さだけでなく荒れた天候で思わぬ災害に遭うこともあります。そこで今回は防寒対策グッズと、いまだに記憶に新しい昨年の胆振東部地震の教訓をふまえた防災グッズも併せて紹介したいと思います。

☆サバイバルシート

Q サバイバルシート

主にアルミ製の防寒シートです。折りたたむと手の平サイズぐらいのコンパクトなサイズになり収納にも困りません。広げれば身体をすっぽりと覆い隠せ、保温性があり毛布やブランケットの代わりになります。

夏の高温を遮断することができるものもあり、年間を通し て使える便利なグッズです。

❖USBブランケット

Q USBブランケット

でいるフランテラー (人)

USBで給電できるお手軽な防寒・保温ブランケット。パソコンのUSBポートやAC電源アダプタに美し込むだけで、内蔵ビーター

源アダプタに差し込むだけで、内蔵ヒーターにより温まります。モバイルバッテリーがあればどこでも給電が可能。 寒い季節の事務所での執務時や災害時など様々な場面で重宝します。

**防災頭巾

Q 防災頭巾

秧 案

燃素材を使って火災の熱から頭部を守ることができるものもあります。もちろん災害時は頭部を守ると同時に防寒にもなります。着用時でも外部の音が聞こえやすい耳穴付きのものや緊急時に便利な笛付きのものなど、さまざまなバリエーションのものが販売されています。

普段は座布団として使えるものや、燃えにくい難

❖多用途加熱&保温ヒーター

○ 多用途加熱&保温ヒーター

検索

設置工事などが不要で、お風呂に沈めるだけ で湯沸かし、保温ができる優れものです。

災害等で灯油やガスが使えずお湯が沸かせなくなったとき でも、電気さえあれば使用できます。

またコンパクトな設計なので、災害時だけでなくアウトドアなどの用途にも使用できます。





広報月間報告

関係機関との連携~行政書士制度広報月間~

札幌支部では9月1日~10月31日の2ケ月間、北 海道行政書士会の依頼を受け、行政書士制度の普及 広報及び行政書士法の適切な運用について、関係機 関及び団体に協力を要請しました。「札幌市市民の声 を聞く課」訪問をスタートに、札幌市、千歳市、恵 庭市、江別市、石狩市、北広島市、札幌市議会、石 狩振興局、各警察署、北海道運輸局札幌運輸支局、

各区役所、各保健センター、各老人福祉センター、 公証役場、各農業委員会、各在札幌領事館等へ理事 を中心に訪問させていただき、情報交換や懇談を行 い、有意義な時間を過ごしました。

今後は研修の講師依頼や広報セミナー、交流など、 支部活動の一助とさせていただく所存です。







右から2人目 札幌市副市長 町田隆敏様



札幌商工会議所 常務理事 水落隆志様



右 北海道石狩振興局長

冬の到来に向け、交通安全をPR

令和元年10月22日11時15分より、昨年に引き続 き交诵安全旗振り運動を支部事務局前の歩道で行い ました。

今年は即位の礼の祝日と日程が重った関係か、平日 と比べると交通量は多くありませんでしたが、参加し た会員は歩道に一列に並び、行政書士会の法被を着て 黄色の小籏を振りながら交通安全を呼びかけました。

足を止めてくれる歩行者の方には「交通安全」の シールを貼ったポケットティッシュを配布しました。 また信号待ちの車の中から会釈してくださる運転手 さんもいたり、移動中の警察車両からは敬礼を送ら れたり、身が引き締まるような思いもしました。

また、その様子がHBCラジオに取り上げられまし た。この活動は社会貢献の一助として今後も続けて いきたい活動です。なお、本活動は道路使用許可を 受けています。

<参加した会員の感想>

初めての交通安全運動参加でした。仕事やプライ ベートで車を運転するとき、ついついスピードをだ したり、疲れているときは漫然となったりしてしま うことがあります。このような啓もう活動を通して 一般市民の方に安全を呼びかけることによって、自 分自身への気付きにもなりました。 (鈴木一弘会員)





「誰もが輝く社会を目指して」~いきいき健康・福祉フェア2019~

アクセスサッポロにて表記フェアが10月18日(金) ~20日(日)に開催され、札幌支部は一般社団法人北 海道成年後見支援センターと共同し、無料相談ブー スを開設しました。来場された方は興味深げにブー スに立ち寄り、遺言や相続、成年後見等の相談をさ れていました。ヘルスケア産業展・災害対策展など 出展機関数は44。総来場者は15,059名、行政書士の

仕事を沢山の方に知っていただく機会となりました。 また20日、ステージにて札幌法務局人権擁護部と 共同で「合同寸劇」を披露。会場を笑顔にした後、 行政書士による「生活密着たくまくん〇×クイズ」 では民法改正等が身近な市民生活に及ぼすケースを 寸劇+クイズ形式で出題。真剣な解説で、より行政 書士に関心を持っていただけました。





人KENあゆみちゃん と たくまくん



相談員とステージ出演者集合



法務局人権擁護部と綿密な打合せ

研修実施報告

実務専門講座「入管業務実力養成講座」

令和元年9月6日(金)「渉外戸籍の基礎と国際結婚の手続」

令和元年8月から札幌支部実務専門講座として開催されている「入管業務実践力養成講座」の第3回目として、豊富な実績と経験がある滝沢俊行会員を講師に迎え、「渉外戸籍の基礎と国際結婚の手続」に関する研修を教育文化会館で実施しました。

今回の講座も、受講者数56名(会員52名、他支部会員3名、補助者1名)と入管業務に関する関心の高さが見受けられました。 戸籍と国際結婚に関する基礎や実務について、解説・講義 していただき、特に国際結婚については 具体的な実務実例を交えて解説していた だいたので、実際の手続実務について、 よりわかりやすい講義内容でした。

身近で国際結婚がありながら、具体的な 手続きについては特異なものがありますの で、今回の研修は会員の今後の業務につな がるものであったと思います。



令和元年9月20日(金)「永住許可と帰化許可申請」

第15回実務専門講座における入管業務実践力養成講座(全4回)の4回目として令和元年9月20日(金)、教育文化会館で開催されました。

4回目のテーマは「永住許可と帰化許可申請」。

この業務について豊富な実績と経験がある北海道行政書士 会札幌支部樋口彰会員を講師に迎え、永住と帰化の許可申請 を中心に解説していただきました。

受講者数は61名(会員55名、他支部会員5名、補助者1名) に上り、他支部の会員の受講もあり、外国人在留手続きに関す る業務への関心の高さを改めて実感しました。

随所で講師の樋口会員より質疑応答の時間を設けていただ

き、いずれも質問者が多く、受講者の入 管業務への熱心な受講への姿勢がうかが われました。

インバウンドの外国人が増加するとと もに、日本に長く暮らすことを目指す外 国人の永住許可申請の需要が高まる傾向 にあります。

受講された会員の皆様には、全4回の 入管業務実践力養成講座が実践的な知識 と今後の業務に繋がれば幸いです。



コンプライアンス研修

処分事例・各種法令・職務上請求書の適正使用と業際問題について

令和元年11月15日(金)「コンプライアンス研修 ~処分事例・各種法令・職務上請求書の適正使用と業際問題について~」と題して、講師に本会総務部長の野口哲郎氏を迎えて研修を実施しました。

参加者は、会員・補助者合わせて60名に上り、新入会員から登録30年超のベテラン会員まで幅広く受講して頂けました。

内容は、昨年3月に全会員向けに配布された「北海道行政書士会コンプライアンス必携」より、行政書士の職業倫理、行政書士法の要点、処分事例の紹介と対策、職務上請求書の適正な使用方法、他士業法を抜粋しての業際問題についてというように、大変中身の濃いものとなりました。

また、冊子に記載の内容を単純に読んでいくというものではなく、講師の野口総務部長の経験を基にした補足説明が多数あり、レジュメにしきりにメモを取る受講者が多数いたのが印象的でした。

研修後のアンケートにも「内容が分かりやすかった」「大変有意義な研修だった」という感想が寄せられていましたので、 処分の当事者になる前に受講すべきとい





う周知の徹底と、定期的に開催していく必要性を強く感じま した。

業務企画部:自動車登録特別研修

「自動車登録の基礎」報告 【講師】国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局 運輸企画専門官 奈良 光廣 氏

令和元年11月13日 (水)、自動車登録特別研修「自動車登録の基礎」が札幌市教育文化会館講堂にて開催されました。

この研修は、毎年度末に札幌運輸支局で開催される自動車登録相談会への札幌支部としての対応として企画されたもので、自動車登録業務に興味があり携わりたい、また登録相談会への参加を視野に入れた会員を対象とし、58名の会員が参加しました。

第1回目となる今回は、講師に国土交通省北海道運輸局札幌 運輸支局より登録担当の運輸企画専門官である奈良光廣氏を お迎えし、自動車の検査制度・登録制度の意義、道路運送車 両法上の運行要件や第三者への対抗要件となる点について等を皮切りに、新規登録や移転登録、変更登録、一時抹消登録等、各種の登録申請に必要な書類について、また申請書の記載方法等、基礎的な部分についてご説明いただきました。

終了後には、具体的な申請書への記載 方法や、相続を原因とする移転について 等質疑応答があり、自動車登録の基礎と して有意義な研修となりました。





札幌支部交流会報告 ~小樽歴史探訪ツアー~

令和元年10月5日(土)、令和になって最初の札幌支部 交流会が行われました。

午前10時に札幌駅北口を出発。

バスの中では当日の行程説明の後、参加者の"ひとこと自己紹介タイム"に。登録後間もない会員やこの手の集まりにはあまり顔を出さない会員、札幌支部理事など様々な会員が参加していましたが、この自己紹介タイムで車内の雰囲気も柔らかくなり、参加した会員同士の距離も縮まったように感じました。

今回の行程は

小樽運河プラザ → ホテルノルドでランチバイキング

- ➡ 旧日本銀行小樽支店金融資料館 ➡ かま栄工場見学
- → 境町商店街 → 田中酒造「亀甲蔵」見学 → 懇親会(札幌) というもの。

ランチバイキングでは思い思いのメニューに舌鼓を打ち、中には「ちょっと食べ過ぎました…」という会員もいたり、 金融資料館では「一億円の重みを感じる|コーナーで実際 の一億円と同じ重さ、大きさの模擬パックを持ち上げて感慨深い表情を浮かべる会員もいたりするなど、それぞれに楽しまれてる様子でした。

また、かま栄の工場見学では、製品を作る過程での工場の 人たちの職人芸のような見事な手さばきに見入ってしまう 会員がいたり、工場内の機械に興味を持つ会員もいたりと、 ここでもまた思い思いに楽しまれてるようでした。

田中酒造の亀甲蔵の見学では、見学コースで日本酒の醸造過程をご説明いただき、普段飲んでるお酒も色々な工程を経てできていることを改めて認識しました。

ここでは見学コースの後、田中酒造の製品である様々な日本酒だけでなく、ノンアルコール飲料やワインの試飲もさせていただき、それぞれのお酒の強さや味わいの違いなどを実感させていただきました。

その後は札幌へ戻って札幌駅北口のミア・ボッカで懇親会。 懇親会から参加の会員もおり、ツアーとはまた違った形で参加者同士の懇親を深めました。











H

この言葉、なんだっけ?

お客様や周りの人が話してる言葉が、聞いたことはあるし、ニュアンスも何となく分かるんだけど、実際の詳しい意味は分からない…。そんな経験ありませんか?言葉は日進月歩で生み出され、変化するもの。 今回は、最近よく聞くようになったカタカナ語、略語について調べてみました。

● インバウンド

最近よく言われるインバウンドとはインバウンドツーリズムの略で外国人の訪日旅行や訪日外国人自身を指す言葉になっています。平成30年度の訪日外国人来道者数は3.115,000人で平成21年度からの10年間で4.6倍の伸びを見せています。

●HACCP (ハサップ)

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称。日本語ではHAは危害分析、CCPは重要管理点と訳されています。食品の生産の工程を適切に監視、記録する工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

●キャッシュレス

経済産業省の「キャッシュレス・ビジョン」によると物理的な現金を使用しなくても活動できる状況を指しています。2019年の消費税率の引き上げに伴い、キャッシュレス・ポイント還元事業が行われていますが、この事業は2020年6月までとされています。

• loT

Internet of Things の略称。モノのインターネットと訳されています。パソコンやスマホだけでなく、家電や自動車などあらゆるモノがインターネットを介してつながるモノのネットワークのことを表しています。我が家でもIoT化が進んでおり、外出先からスマホで家の照明を操作することができます。おかげでうっかり消し忘れても安心です。

●ステークホルダー

企業の経営に関わるあらゆる利害関係者のことです。具体的には取引先、金融機関、株主、顧客、従業員などです。また直接金銭的な利害関係がない者(地域住民や行政機関)もステークホルダーに含まれます。

SDGs

Sustainable Development Goalsの略称。日本語では持続可能な開発目標と訳されています。2015年9月のサミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年の15年間で達成すべき開発目標のことを表しており、持続可能な世界を実現するために貧困をなくそう等の17のゴールを定めています。

●アジェンダ

本来は会議における議題、協議事項、予定表のことですが、この意味から転じてビジネスや政治の世界では、「取り組むべき検討課題を明確にした行動計画」という意味で使われることもあります。会議等ではアジェンダがあることで論点が明確になり、参加者の目線が合った状態で会議を始められるメリットがあるとされています。

CSR

Corporate Social Responsibilityの略称。「企業の社会的責任」と訳されます。経済産業省のホームページによると、「企業の社会的責任」とは企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指すとされています。

各部からのお知らせ

綱紀法務部からのお知らせ

ホームページ上の注意

ホームページやブログは、行政書士の集客はもとより、市 民への上質な情報提供という点でも有益なものと思います。 しかし、苦情も寄せられています。

他士業との業際問題には、くれぐれも配慮してください。

参考事例

- ①利益を得る目的で、自身のホームページにおいて、交通 事故の損害賠償問題に関する法律相談その他法律事務を 取り扱う旨の記載をした。
- ②司法書士資格がないのにもかかわらず、自己のホームペ 一ジに広告して、登記手続きを代理し司法書士業務を行 った。
- ③自己のホームページで「損害賠償請求、慰謝料請求をす る場合は、裁判外の示談交渉、内容証明郵便の作成・送 付を行う」と宣伝。また、ネットの掲示板で「行政書士 は業として裁判外の示談交渉ができ、その報酬額は弁護 士等の半分以下」と書き込んだ。

業務企画部からのお知らせ

令和2年新春セミナー「家族信託~活用と委託者・受託者・支援者の心得~」

令和2年新春セミナーは、家族信託をテーマに講義とパネ ルディスカッションの2部構成で開催します。前半では家族 信託の概要とその活用についての講義を行い、後半は、実務 に関わった方等によるディスカッションから家族信託に関わ る場合の「心得」を考察します。

【テーマ】「家族信託の活用~委託者・受託者・支援者の心得~」 【講 師】簗田 真也 氏(弁護士・司法書士・行政書士) 平成21年に司法書士試験に合格し翌年司法書士事 務所を共同設立、平成24年行政書士試験合格、平成 27年には司法試験に合格、平成28年からやなだ総 合法律事務所(代表弁護士)。

【日 時】令和2年1月10日(金)15:00~16:50

【場 所】センチュリーロイヤルホテル 3階エレガンスホール(札幌市中央区北5西5)

【人 数】定員 135名 【対象】 一般·行政書士

【資料代】500円 【申込】同封の案内文をご確認ください。 会員以外の方も参加可能ですので、ご興味のある方をお誘 いあわせの上お申し込みください。

令和元年度「行政書士による『創業塾』」開催のお知らせ

下記の要領で、令和元年度「行政書士による『創業塾!」を 開催致します(共催:札幌市)。

本事業は、札幌市の認定連携創業支援事業者として起業を 検討している方や起業後間もない方向けに札幌支部が行うセ ミナーで、札幌市特定創業支援等事業の一環です。

受講生は、札幌市より証明書を発行してもらうことにより 会社設立時の登録免許税の軽減、日本政策金融公庫の融資の 優遇などの支援を受けることができます。

設立時の諸手続きや許認可、財務会計知識、人事管理から

融資申請や事業計画書策定と、行政書士会なら ではのテーマ設定で2か月にわたる計7回の連 続講座です(7回目は受講者と講師とのランチ 会、受講料は全講座一括で15,000円)。会員の



皆様の周囲に受講対象となる方がいらっしゃいましたら、本 講座をご紹介頂ければ幸いです。

詳細は Q 札幌市創業支援等事業計画



及び同封のチラシをご確認ください。

監察広報部からのお知らせ

【行政書士記念日セミナー】親の「もしも」のときに備える~親から聞いておきたいこと・子どもに伝えておくこと~

令和2年2月22日(土)、札幌市図書・情報館と共同で、表 記セミナーを開催します。会場は札幌市民交流プラザ1階 SCARTSコート(中央区北1条西1丁目)、1時30分から開始 します。講師の三浦勝也氏(札幌支部副支部長)がご自身の

経験も含め、親の老後の諸問題を親の目線・子の目線から、わ かりやすく解説。興味のある方はお誘いの上、是非ご参加くだ さい。予約は不要です。なお詳細は支部HP(1月上旬掲載予定) をご覧ください。たくさんの方のご来場をお待ちしています。

パフォーマンス・コンテストを加者大募集!!!

行政書士をPRするパフォーマンス(演劇・合唱・演舞・漫 才など)作品を募集。優勝グループには令和2年支部総会の 懇親会で披露していただきます。趣旨に賛同いただき、奮っ

てご応募ください。日程は2月下旬を予定。詳細は支部HPを ご覧いただくか、事務局にお問い合わせください。広報活動 に是非ご協力を。

行政書士法改正 2019.11.27

令和元年11月27日、「行政書士法の一部を改正する法律案」 が参議院で可決され、成立しました。「国民の権利利益の実現 に資する」ことを目的に明記し、一人法人の可、行政書士会

による会員の注意勧告を規定する同法により、今後の行政書 士制度がどう変化・進化していくでしょうか。



ちょこっと情報

民法改正(債権法改正)~一部を除き2020年4月1日から施行~

平成29年5月26日に成立した「民法の一部を改正する法律」は、一部を除いて2020年4月1日から施行されます。

今回の改正は、民法の中の債権関係の規定について、現代 社会を支える最も基本的な規定である契約に関する規定を中 心に、社会的・経済的な変化への対応を図るための見直しで あるとともに、民法を一般の人にも分かりやすいものにする という観点から、現状の実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたもので、その改正事項は契約関係を中心に消滅時効、法定利率、保証、約款など多岐にわたっています。



詳細は▶

法務省 債権法改正

検索

相続法改正: ~配偶者居住権等の新設等の施行は2020年4月1日~

平成30年7月6日に成立し同13日に公布された「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」は、2019年1月13日から段階的に施行されてきましたが、同法のうち「配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等」が2020年4月1日から施行されます。

「配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等」は被相続人 と共同生活を営み、家事や介護を担ってきた配偶者の保護を 1つの目的とし、遺産分割が終了するまでの比較的短期に限って居住権を保護する方策(配偶者短期居住権)と配偶者がある程度長期にわたって建物を使用することができるようにする方策(配偶者居住権)の2つに大別されています。



詳細は▶

Q

相続法改正 法務省

検索

産業廃棄物処理業の更新申請等に係る注意事項について

石狩振興局環境生活課より「産業廃棄物処理業の更新申請 等に係る注意事項について」という資料が出されています。

産業廃棄物処理業の各種申請に係る共通の注意事項と収集 運搬業の申請に係る注意事項が記載されています。 詳細は石狩振興局環境生活課のホームページの「産業廃棄物処理業の更新申請等に係る注意事項について」のリンクからご確認ください。



建設分野の技能実習生の受入人数枠設定及び建設キャリアアップシステム登録義務化~2020年1月1日より施行~

国土交通省は、建設分野における技能実習生の失踪の抑制及び改正入管法による新たな在留資格(特定技能)の運用が開始されたことを受け、技能実習制度・外国人建設就労者受入事業においても新制度との整合性を図ることを背景として、建設分野の技能実習生の受入れに当たり、受入人数枠の設定や建設キャリアアップシステムへの登録等を義務化する内容の告示を2019年7月5日に制定・公布し、令和2年1

月(一部は令和4年1月)より施行します。 同告示では、建設分野の技能実習生の認定

同告示では、建設分野の技能実習生の認定 ; にあたり、(1)「技能実習を行わせる体制の ; 基準」、(2)「技能実習生の待遇の基準」、(3) 「技能実習生の数」の各基準が追加されています。



詳細は▶

国土交通省 技能実習生

検索

後見制度支援預金~道内信用金庫及び北洋銀行で取り扱い開始~

「後見制度支援預金(後見支援預金ともいう)」は、後見制度の利用者を対象に「日常使わない分の財産」について口座を開設し、後見人がその口座に入出金する際に家庭裁判所がその必要性の有無を検討して発行する「指示書」が必要になる制度です。

2019年8月1日以降、北海道信用金庫協会の会員全20信

金で順次導入さているほか、北洋銀行も11月から取り扱いが開始されています。

これにより、被後見人の預金が不正に引き出されるのを防ぐと同時に、後見人側にも裁判所が関与することで透明性の高い管理ができ財産管理の負担が軽減するといったメリットが指摘されています。

年金生活者支援給付金制度~2019年10月から運用開始~

2019年10月から消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴い、消費税率引き上げ分を活用して「年金生活者支援給付金」が給付されることになりました。

同制度は、公的年金等(老齢年金だけでなく、障害年金や 遺族年金も含まれる)の収入金額や所得が一定基準額以下の 年金生活者の生活を支援するために、従来の年金に上乗せし て支給されるものです。

支給には要件があり、対象者には9月上旬から簡易な年金

生活者支援給付金請求書(はがき型)が順次送付されています。

なお本給付金は恒久的な制度のため、支給要件を満たしているかぎり継続して受け取ることができます。



またすべての給付金は非課税となっています。

詳細は▶ ○



厚生労働省 年金生活者支援給付金



会社法改正~「会社法の一部を改正する法律案」を国会提出~

法務省は、令和元年10月18日「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律等の整備に関する法律案」を閣議決定を経て、第200回国会(臨時会)に提出しました。

この改正案では、上場企業等に対する社外取締役設置の義務 化を含む「取締役等の規律に関する見直し」、インターネットに よる関連資料の電子提供を可能にする「株主総会の規律に関する見直し」等が盛り込まれています。 なお本法律は、早ければ2020年度から施行されるものとみられています。法律案の詳細は▼





法務省 会社法改正



事務局からの報告

●入会しました

(入会年月日)(会員番号) (氏 名) 〔事務所〕

1.R 1. 9. 1 5963 野 崎 次 夫 北・東区2

2.R 1. 9. 1 5964 太 \blacksquare 南・千歳区

3. R 1. 9. 1 5967 新井田 慶 南・北広島区 구

4.R 1. 9. 1 5968 文 蔵 健 北・北区2

5.R 1. 9.15 5970 葉 稲 圭 昭 東・豊平区2

6. R 1.10. 2 5972 田 韷 毅 中・中央区北4 正

7. R 1.10. 2 5973 福 \blacksquare 直 紀 北・北区1

●退会しました

(退会年月日)(会員番号) (氏 名) 〔事務所〕

1. R 1. 8.15 5014 池 \blacksquare 利 春 中・西 区 2 (空知へ移転)

2. R 1. 8.15 5672 雪 江 亜 希 北・手 稲 区 (小樽へ移転)

3. R 1. 8.15 5489 吉 \blacksquare 拓 馬 中・中央区2

4 R 1. 8.29 5600 花 木 行 眞 東・豊平区2

5.R 1. 9. 2 4510 JII 村 悟 北・手 稲 区

6.R 1. 9. 3 4514 和佐田 賢 治 南・恵庭区

7. R 1. 9. 3 2308 鹿 + 北・手 稲 区 秀 洋

8. R 1. 9.20 5747 森 富 中・中央区1 (死亡)

* 令和元年11月22日現在の会員数 990名、法人16

札幌市奨学基金

札幌市教育委員会では表記基金への寄付を 募集しています。

同送しています「ご案内」をご覧ください。

お願い

研修等のご案内について、はがきでのご案内を メール・FAXにての対応に順次変更して参ります。 変更が可能な方は支部事務局までお知らせください。 皆様のご協力をよろしくお願いします。







労働施策総合推進法(パワハラ防止法)の改正を受けて、厚 生労働省からパワハラかどうかを判断するための指針案が出さ れました。パワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発が進 み、苦情などに対する相談体制の整備等パワハラ防止のための 対策が、今後進んでいくものと思われます。 (横内 哲也)

最近読んだ小説にぬかびらのタウシュベツ川橋梁が出てきま した。ネットで検索してみると崩落が進んでいるとのこと。私 はまだ実物を拝見したことがないので崩れる前に観に行けたら と思っています。ちなみにタウシュベッとはアイヌ語で樺の木 が多い川という意味だそうです。また北海道の市町村名の約8 割がアイヌ語に由来しているそうです。たくさんあるとは思っ ていましたが8割とは知りませんでした。

2020年の東京オリンピックのマラソン・競歩が札幌開催に なりましたね。札幌の魅力を世界に発信するチャンスというこ とで、様々な業界があれこれ考えているようです。観光地とし ても、ビジネスの場としても、まだまだ伸びしろがある札幌と いう場所で、自分が何が出来るのか考える毎日です。海外の方 が今以上に訪れるでしょうから、街も賑やかになりそうですね。 (渡部 隆太)

今回の会報作成にあたり、防寒・防災グッズを調べる、大通 公園や中島公園の写真を撮るといったことを行いました。雪も 積もってきてストーブが欠かせない時期となりました。防寒グ ッズをうまく使って冬を乗り切りましょう。

今年度の支部交流会の行き先は小樽でした。後志地方の出身 ということもあり、小樽はわりと行き慣れていた場所…だと思 っていたのですが、出身地から離れて30年以上経っていたり、 小樽自体も随分と様変わりしていたり、観光スポットではある けど地元の人はあまり行かないような場所に行ったりで、小樽 の魅力を再発見できるツアーでした。 (吉田 充)

1大通公園 (札幌市) ②輪厚自然公園 (北広島市)

③大麻中央公園

(江別市)

④はまなすの丘公園(石狩市)

⑤空港公園 (千歳市) ⑥恵み野中央公園 (恵庭市)

年末年始の事務局 ◆

旧年中は大変お世話になりました。 本年もどうぞよろしくお願い致します。 なお年末年始は

12月28日~1月5日までお休みとなります。

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第155号 2019年12月26日発行 発行人 酒勾 桂子 編集責任者 越智 敦子 編集長 吉田 充 発行所 北海道行政書士会札幌支部 札幌市中央区北1条西8丁目 丸二羽柴ビル4F TEL (011) 271-0773 FAX (011) 271-6126 gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp Facebook https://gyoseisapporo.blog113.fc2.com gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp Facebook https://www.facebook.com/gyosei.sapporo